数帯で運用し、静止衛星軌道上で7°以上の公称軌道離隔を有する衛星通信網については、他の固定衛星業務（FSS）網の静止衛星の軌道位置において発生するpfdが想定される自由空間伝搬条件下で-204.0dB（W/（m²・Hz））*を超えなければ、他のFSS網に関係するFSS衛星網への割当ては有害な混信を起こすおそれはないこと。

2　10.95-11.2GHz、11.45-11.7GHz、11.7-12.2GHz（第二地域）、12.2-12.5GHz（第三地域）、12.5-12.7GHz（第一地域及び第三地域）及び12.7-12.75GHz（宇宙から地球）の周波数帯においては、想定される自由空間伝搬条件下で発生するpfdが影響を被る可能性のある業務地域のいかなる区域内においても下記の閾値*を超えなければ、静止衛星軌道上で6°以上の公称軌道離隔を有する、プランに従うことを条件としないほかのFSS又は放送衛星業務（BSS）網に関係するプランに従うことを条件としないFSS又はBSSの衛星網への割当ては有害な混信を起こすおそれは無いこと。

5.8° ＜θ≤20.9°　　-187.2 + 25log（θ/5）　　dB（W/（m²・Hz））

20.9° ＜θ　　-171. 67　　dB（W/（m²・Hz））

ここで、θは、静止衛星軌道における経度方向の衛星位置保持偏差を考慮した所要宇宙局と混信宇宙局の間の最小軌道離隔（度）である。

3　13.75-14.5GHz（地球から宇宙）の周波数帯で運用し、静止衛星軌道上で6°以上の公称軌道離隔を有する衛星通信網については、他のFSS衛星網の静止衛星の軌道位置において発生するpfdが想定される自由空間伝搬条件下で-208dB（W/（m²・Hz））*を超えなければ、他のFSS衛星網に関係するFSS衛星網への割当ては有害な混信を起こすおそれは無いこと。

4　2017年1月1日より、無線通信局及び主管庁が本決議を適用すること。

以下を無線通信局長に指示する。

WRC-19で検討するため、無線通信局長報告にこの決議の履行結果及び履行上問題となりそうな事項を盛り込むこと。

*　注　－　pfd閾値は下記のパラメータから導出されたもの。

ダウンリンク		10/11/12 GHz
地球局アンテナ直径	非該当	0.45-11 m
地球局アンテナ図	非該当	メインローブ：第8付属書第3節に準拠 サイドローブ：29-25logθ dBi （これらメイン及びサイドローブ特性を採用しているITU-R勧告BO.1213が、pfd閾値の導出に使用された。）
地球局雑音温度	非該当	125 K
地球局アンテナ効率	非該当	70%
等価ΔT/T	非該当	6%
アップリンク	6 GHz	14 GHz
最大衛星G/T	0 dB/K	11 dB/K
等価ΔT/T	6%	6%

追　　決議第763（WRC-15）　準軌道飛行体に搭載された局

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　無線スペクトルは、有限な資源であること。

b）　大気圏と宇宙との境界は、一般的に地表から100km上空と考えられていること。

c）　100km以上の高度で準軌道軌道を飛ぶことができる航空機を含む飛行体が開発されていること。

d）　他の飛行体も高度100 km以上の非周回軌道での運用が可能なこと。

e）　これら飛行体の一部は、宇宙に達し宇宙船を切り離した後、加速し、準軌道宇宙飛行の形で地球に着陸すること。

f）　準軌道飛行体に搭載された局は、テレメトリ・コマンド系（TT&C）及び音声通信のために宇宙及び地上業務に分配された周波数の使用が可能なこと。

以下を認識し、

地上業務及び宇宙業務のための現在の規制条項及び手続は、準軌道飛行体に搭載された局による関連周波数帯の使用の国際的な認知には十分でない可能性があること。

以下を更に認識し、

準軌道飛行体に搭載された局のテレメトリ・コマンド系（TT&C）及び音声通信のためのスペクトル要求は、まだ研究されていないこと。

以下に留意し、

a）　大気圏の上層を飛行する航空機の無線規制の事項を研究するITU-R研究課題259/5

b）　第4.10号の規定が、これらの運用の一部の事項に適用できる可能性があること。

以下を無線通信部門に要請することを決議し、

1　準軌道飛行体に搭載された局に関し、無線通信業務との有害な混信を防ぐために役立つような、技術的及び運用上の必要な措置を特定する研究を行うこと。

2　スペクトル要求を決定する研究を行い、その研究結果に基づきWRC-23の議題候補を検討すること。

3　次の無線通信部門（ITU-R）の研究会期中に研究を完了すること。

以下を無線通信局長に指示し、

1　この決議に対するITU-R研究委員会の注意を喚起すること。

2　WRC-19における検討に供するため、上記無線通信部門要請決議事項で述べた研究結果を無線通信局長報告に盛り込むこと。

以下を主管庁に要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、研究に積極的に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対する国連大気圏外平和利用委員会（COPUOS）、国際民間航空機関（ICAO）その他の関連する国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第764（WRC-15）　第5.447F号及び第5.450A号においてITU-R勧告M.1638-1及びM.1849-1を参照することの技術的及び規制上の影響の検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　5250-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯が、世界的に無線標定業務に一次的基礎で分配されていること。

b）　WRC-03が、無線LAN（RLAN）を含む無線アクセスシステム（WAS）の実現のために、移動業務に対して一次的基礎で5150-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯を分配したこと。

c）　決議第229（WRC-12、改）が、既存一次業務を保護しつつRLANを含むWASを実現するために、移動業務による5150-5250MHz、5250-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯の使用条件を規定していること。

d）　第5.447F号が、5250-5350MHzの周波数帯においては、移動業務の局は無線標定業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならないと述べていること、及びこれらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R勧告M.1638-0及びRS.1632-0で示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならないと述べていること。